

特定非営利活動法人定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

- ・名称は、絶対的必要記載事項である（法第11条第1項第2号）。
- ・他の法令で使用が制限されている名称、文字等があるので注意する必要がある。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県〇〇市〇〇町〇番〇号に置く。

- ・事務所の所在地は、絶対的必要記載事項である（法第11条第1項第4号）。
- ・事務所の所在地の表示は、最小行政区画（市町村）でもよいとされているが、地番まで記載することが望ましい。
- ・従たる事務所を設ける場合は、次のように記載する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県〇〇市〇〇町〇番〇号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を青森県〇〇市〇〇町〇番〇号及び青森県X X市X X町X番X号に置く。

・所在地の表示を最小行政区画までにした場合に同一市町村内に複数の事務所を置くときは、次のように記載する。

2 前項のほか、従たる事務所を青森県〇〇市に〇か所置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

- ・目的は、絶対的必要記載事項である（法第11条第1項第1号）。
- ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には①受益対象者の範囲（特定の個人や団体を記載すると、不特定かつ多数のものの利益の要件に反することとなる。）②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。
- ・上記のような記載の仕方になじまない事業を行う場合は、適宜の記載方法で差し支えない。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

- ・特定非営利活動の種類は、絶対的必要記載事項である（法第11条第1項第3号）。
- ・法の別表に掲げる活動のうち、いずれの活動に該当するかを記載する。
複数に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①

②

(2) その他の事業

①

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

- ・ 特定非営利活動に係る事業の種類は、絶対的必要記載事項である（法第11条第1項第3号）。
- ・ その他の事業を行う場合は、必ずその種類を記載しなければならない（法第11条第1項第11号）。
- ・ 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。
- ・ その他の事業については、行う場合に記載すれば足りる。特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、次のように記載する。

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3)

- ・ ここでいう「社員」とは、法人の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。
- ・ 法人の構成員を何と呼ぶかは団体の任意である。
- ・ 正会員以外に賛助会員等異種の会員について定める場合は、上記のように記載し、法律上の社員であるかどうかを明確にしなければならない。
- ・ 法律上の社員以外を定めず、かつ、これを正会員と呼ぶ場合は、次のように記載する。

(正会員)

第6条 この法人の特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、正会員という。

(入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

- ・ 会員の資格の取得に関し、不当な条件を付してはならない(法第2条第2項第1号イ)。
よって、基本的には、誰でも会員となれるようにする必要があるが、目的等に照らして合理的かつ客観的なものであれば、会員の資格の取得に関し条件を定めることができる。
- ・ 条件を定める場合は、次のように記載する。

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)
- (2)

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- ・入会の手続について定める場合にも、それが会員の資格の取得に関する不当な条件とならないように注意する必要がある。
- ・理事長等の承認を必要とすることとする場合は、特定の者の恣意により入会が制限されることがないように上記のように記載する。
- ・条件を定める場合は、「理事長は」の次に「、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは」と記載する。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- ・会員の資格の取得に関する事項は、絶対的必要記載事項である（第11条第1項第5号）。
- ・第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載することができる。ただし、正会員以外の会員についても同じ旨を定める場合は、「会員」と記載する。（以下第11条まで同じ。）

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- ・入会金及び会費は、その定め方によっては会員の資格の取得に関する不当な条件となることも考えられるため、定款で定めることが望ましい。しかし、定款の変更の手続等を考えると少なくとも上記のように総会の議決事項として記載することが現実的である。
- ・上記のように定めた場合は、設立当初には金額が定まっていないこととなるため、附則において当初の金額を定める必要がある（附則第6項参照）。
- ・入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

- ・会員の資格の喪失に関する事項は、絶対的必要記載事項である（第11条第1項第5号）。
- ・会費の設定がない場合は第3号について、除名について定めがない場合は第4号について、記載を要しない。
- ・除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（定款第11条参照）。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- ・会員の資格の喪失に関し不当な条件を付していないかどうかを確認するため必要な規定であり、退会を任意にできる旨を明確に記載する。
- ・任意に退会できない場合などは法に抵触する。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- ・除名についての議決は、内部紛争等により安易に除名ができないように、特別議決とするのが望ましい。
- ・通常の議決事項とするときは、「総会の議決により」と記載する。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

- ・特定非営利活動法人の非営利性から、これらを返還できる旨の規定を置くことは許されない。

第4章 役員及び職員

- ・役員に関する事項は、絶対的必要記載事項である(法第11条第1項第6号)。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ○人

(2) 監事 ○人

- ・理事3人以上監事1人以上を置かなければならない(法第15条)。
- ・○人以上○人以内と記載することもできるが、この場合は最小数と最大数の差を小さくしなければならない。
- ・理事及び監事以外の役員を置くことはできない。ただし、役員としての職務は行わない相談役、顧問などを置くことは差し支えない。

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

- ・職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。(例：代表理事、常務理事等)

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- ・必ずしも総会において選任する必要はないが、総会員から法人の業務執行等に関して委任されたものという役員の性格から、総会の決議によって選任することが望ましい。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- ・法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ加えることができる(法第21条)。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

- ・ 理事は、すべて法人の業務について、法人を代表するので、代表権を制限するには定款にその旨を記載しなければならない（法第 16 条）。
- ・ 理事長のみに代表権を制限する場合は、下記のように規定する。
「第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」
※※上記の規定をした場合は、第 2 項を削除し、第 3 項以降の項を繰り上げること。

2 理事長は、この法人の業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- ・ 副理事長が 1 人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

- ・ 監事の職務は、法第 18 条に定められており、これを制限したり、逸脱する等違反するような定め方をしないように注意する必要がある。上記は、理事会の招集請求権を法律上の職務に追加しているが、この程度の職務の付加であれば、法律に違反しない。
- ・ 監事は、代表権を有しない。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- ・ 役員の任期は、絶対的必要記載事項である。また、2 年以内でなければならない（法第 24 条）。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- ・ 法人運営の円滑化を図るため、定款第 14 条において役員を総会で定める旨を明記している場合に限り法第 24 条第 2 項の規定に基づき、役員任期の伸長規定を置くことができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- ・ この場合において、前任者は、辞任又は任期満了後も役員の地位にあるのではなく、臨時に役員の職務を行うだけであり、総会の招集など、役員としての権限は行使できない。したがって、至急、後任者を選任する必要がある。
- ・ なお、この規定を根拠に 2 年を超えて役員任期を伸長することはできない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

・ 会員の除名 (第 11 条) 参照。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

・ 会議に関する事項は、絶対的必要記載事項である (法第 11 条第 1 項第 7 号)。

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

・ 総会に代わるものとしての代議員会を設けることはできない。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

・ 第 6 条で法律上の社員としたものをもって構成するものである。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

・ 法人の事務は、定款で理事会等に委任したものを除き、すべて総会の決議により行うものとされ

ている（法第 14 条の 5）。

- ・法定の総会専管事項は、(1)、(2)及び(3)のみである。他の事項について総会の決議事項にするかどうかは、団体の任意であるが、一部の理事による法人の私物化を招かないよう、法人の最高意思決定機関という総会の役割に留意して決定する必要がある。
- ・総会の議決を経ることとしている他の条項との整合性に注意する必要がある。

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎年〇回開催する。

- ・毎年（年度）1 回以上は通常総会を開かなければならない（法第 14 条の 2）。
- ・「毎年（年度）初めの 3 月以内に開催する。」という記載の仕方もできる。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

- ・第 2 号の「5 分の 1」は、定款で増減できる。しかし、この請求権を完全に奪うことはできない。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

- ・総会の招集方法は、絶対的必要記載事項である（法第 14 条の 4）。
- ・「5 日前」は、法定の最低日数であり、延長することができる。
- ・招集の方法は、書面による通知が原則であるが、正会員が非常に多い場合には、新聞の広告や機関紙への掲載などによる通知方法をとることも可能である。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

- ・法律上定足数の定めがないため、定款で定めない場合、2 人以上の正会員の出席があれば定足数が満たされると解されている。少数の会員による専横を防ぐためにも定足数を定款で定めるべきである。この場合は、2 分の 1 以上が望ましいが、団体の事情により別に定めることも可能である。
- ・なお、定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、正会員総数の 2 分の 1 以上である。

（法第 25 条）

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- ・定款で別段の定めをすることができる（法第 14 条の 6）。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同

意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

・平成 24 年 4 月 1 日より、総会の決議の省略が可能となった（法第 14 条の 9）。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

・定款で別段の定めをすることができる（法第 14 条の 7 第 1 項、第 4 項）。しかし、一部の正会員から表決権を全く奪ってしまうことはできない。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

・定款で別段の定めをすることができる（法第 14 条の 7 第 2 項、第 4 項）。書面表決又は代理表決を認めない場合は、その旨を定款に記載しなければならない。この場合、第 29 条第 3 項、第 30 条第 1 項第 2 号の記載に注意する必要がある。

・なお、平成 20 年 12 月 1 日より、定款で定めることにより、書面表決に代えて、電磁的方法による表決が可能となった（法第 14 条の 7 第 3 項）。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項を提案した者の氏名又は名称

（3）総会の決議があったものとみなされた日

（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

・平成 24 年 4 月 1 日より、総会の決議の省略が可能となった（法第 14 条の 9）。

第 6 章 理事会

・理事会の設置は任意であるが、特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決することとされているので（法第 17 条）、運営の合理性から設置するのが適当である。

・理事会の運営方法については、法律上の制約がないので団体の事情に応じて自由に定めることができる。しかし、後日紛争等生じないように、民主的な運営方法を定めるべきである。

・総会及び理事会のほか、評議会、代議員会、専門委員会などの会議を置くことは任意であるが、

重要なものは定款においてその設置及び権能を定める必要がある。

（構成）

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- （１）総会に付議すべき事項
- （２）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

・総会の権能と整合性をとること。（第 23 条参照）

（開催）

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （１）理事長が必要と認めたとき。
- （２）理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （３）第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

・第 3 号は、監事の職務（第 15 条第 5 項第 5 号）に理事会の招集の請求を付加していないときは、記載しないこと。

（招集）

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の〇日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

・代理表決を認めることとしても差し支えない。この場合は、第 37 条第 3 項、第 38 条第 1 項第 2 号の記載に注意する必要がある。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （１）日時及び場所
- （２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

・資産に関する事項及び会計に関する事項は、絶対的必要記載事項である(法第11条第1項第8号、第9号)

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

・特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合の記載例である。特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載する必要がない。その場合は、以下の条文を繰り上げること。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

・法第27条各号に掲げる原則とは、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

・特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合の記載例である。特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載する必要がない。その場合は、以下の条文を繰り上げること。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

・総会の権能(第23条)の定め方により異なってくるので注意する必要がある。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

・毎事業年度初めの 3 月以内に事業報告書等を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない(法第 28 条第 1 項)。また、県に提出しなければならない(法第 29 条第 1 項)。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

・事業年度に関する事項は、絶対的必要事項である(法第 11 条第 1 項第 10 号)。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

・総会の権能(第 23 条)の定め方により異なってくるので注意する必要がある。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

・定款の変更に関する事項及び解散に関する事項は、絶対的必要記載事項である(法第 11 条第 1 項第 12 号、第 13 号)。

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

・定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

・法 25 条第 3 項に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)、役員の定数に関する事項、資産に関する事項、会計に関する事項、事業年度、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項、公告の方法をいう。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- ・解散の際には、定款に特別の定めがない限り、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となる（「4 分の 3」は、定款で増減できる）。（法第 31 条の 2）。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、[①] に譲渡するものとする。

- ・①には、帰属先が客観的に確定できることが必要となるため、具体的な法人の名称等を記載する。
なお、法第 11 条第 3 項にもとづき、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定する。
- ・帰属先については、設立当初から定める必要はない。その場合は、①に「総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された者」と記載する。
- ・帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなる。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- ・定款に特別の定めがない限り、合併の際には、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要（「4 分の 3」は、定款で増減できる）。（法第 34 条第 2 項）。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。

- ・公告の方法は、絶対的必要記載事項である（法第 11 条第 1 項第 14 号）。
- ・公告とは、法人が解散又は合併の手続きを行う際に、第三者を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。活動の実態に応じて、全国・地方の新聞、インターネットホームページ等の掲載も考えられるが、官報への掲載は必須である（法第 31 条の 12 第 4 項）。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・設立当初の役員は、絶対的必要記載事項である（法第 11 条第 2 項）。

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から○年○月○日までとする。

・役員の任期を決定するにあたっては、総会の開催時期を考慮に入れておくといよい（役員の任期の満了前に新役員を決定する総会を開く必要があるため）。設立予定日から 2 年以内で、事業年度の末日より 2 ～ 3 ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたす恐れが少ない。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から○年○月○日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金 ○○○円

（2）会 費 年額○○○円

・正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載する。
・定款で金額を定める場合は、記載する必要がない。